会議準備委員会を組織せしめ運動の主体を之に移し我々は之を通じて活動する様にせねばならぬ。

第一段の仕事。

(1)、労働者の諸運動は工場に基礎をおいてゐるのだから單にいいオルガナイザーが組合本部にゐるといふだけでは何もならぬのである。組合の執行委員会等で決定されて發令された指令に基いて全体を具体化し之等に動けるオルガナイザーが工場分会のある工場にゐてこそ始めて力強い運動が出来るのだ。然るに工場代表者会議の運動はストライキの時の様に本部又か直接其の場に出て指導することが出来ないために工場オルガナイザーの活動といふものは続いてゆくことが出来ないから工場オルガナイザーに対して之等の方法を徹底せしめるために参加者で研究会を開かねばならぬ。

(2)、全市工場代表者会議を開らくは決して組合がやるのでもなければ組合の工場分会がやるのでもなく 勿論オルガナイザーが招集するのでもない 勿論組合の統制の下にオルガナイザー組合員が先頭に立って活動はするがこの運動の場合は一切組合の名を用ゐず 何々会代表 何々工場有志の名で動かねばならぬ。招集も工場大衆がするのだ。従って招集の主体は全市工場代表者会議準備委員会を発起工場代表に依って組織しそれが夫々の地区において準備会を組織して同一地域内の未組織工場の参加を促し全市工場代表者会議の官憲の弾圧、組合本部等の障碍、妨害等の場合直ちに地域的工場代表者会議招集の出来る様基礎を作って置かねばならぬ。

地区準備会は左の地区において組織すること

(一)、今福を中心に(鶴見、放出、城北、東野田)。

(二)、中道を中心に(玉造、東小橋、鶴橋)

(三)、大黒町を中心に(浪速区 住吉区)

財團法人 協調會